

## 令和8・9年度大淀町競争入札参加資格審査申請要領（物品・役務等）

令和8・9年度に大淀町（教育委員会を含む。）が発注する物品購入及び製造・役務提供等の競争入札に参加を希望する者は、下記の事項に留意の上「競争入札参加資格審査申請書（物品・役務等）」を提出してください。なお、書類審査の結果、資格者は大淀町入札参加資格者名簿に登録されますが、業種によっては期間中全く入札がないことがあります。また、資格者に直ちに発注があるというものではありませんので、留意願います。

※本受付で作成される大淀町入札参加資格者名簿は、奈良県広域水道企業団 大淀事務所において物品の購入や業務を発注する際にも利用されますのでご了承ください。（令和11年度までの暫定措置）

### 1. 受付対象者

- ・物品の製造・販売業者
- ・役務の提供業者
- ・その他の業者

### 2. 入札参加資格が得られない場合（欠格要件）

次のいずれかに該当する方は、入札参加資格を得ることができません。

- 成年被後見人や被保佐人など入札にかかる契約を締結する能力のない者、又は破産者で復権を得ない者
- 入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者
- 営業に関し、法令等による免許・許可・登録・認可等が必要とする場合においては、当該許可等を有していない者
- 引き続き1年以上の営業実績を有していない者
- 大淀町内に本店又は営業所等を有する者にあっては、申請時に、大淀町税を滞納している者
- 申請時に、法人税（個人にあっては所得税）、又は消費税若しくは地方消費税を滞納している者
- 申請時に、次のいずれかに該当する事由があると認められる者
  - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時営業等に係る契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
  - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
  - ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
  - オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

○資格審査に必要とされる書類を提出しない者

○資格審査に必要とされる書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事実を記載した者

### 3. 申請業務

申請業務については、別紙「業務一覧表」（前回資格審査申請から変更があります。）のとおりとします。当該一覧表に記載の業務から、登録を希望する業務を選択し、様式②競争入札参加資格審査申請書（物品・役務等）の【登録希望業務】の欄に記入してください。（複数申請することができ、登録希望業務数に制限はありません。）

併せて、登録を希望する業務については、直前2年間の業務実績を様式⑤業務実績調書に記入してください。実績がない場合でも「実績なし」と記入して提出してください。提出していただいた業務実績調書は、業者選考等の

参考とすることがあります。

また、業務が多岐に渡っておりますので、記入漏れのないようによくご確認ください。年度途中での【登録希望業務】の追加申請は受け付けません。

#### 4. 申請場所及び問い合わせ先

〒638-8501

奈良県吉野郡大淀町桧垣本2090番地

大淀町役場 総務課 入札契約係

TEL: 0747-52-5501 (内線 206)

FAX: 0747-52-4310

e-mail: soumu@town.oyodo.lg.jp

#### 5. 申請方法

原則、郵送とします。

申請書類、及び本町の審査終了後、返送に使用する受付票用の封筒に返信先の郵便番号、住所、氏名（会社名）、担当者名を記入のうえ提出してください。（必ず110円切手を貼付してください。）

提出期間最終日消印（令和8年2月18日）のあるものまでが有効となります。

なお、レターパック等（受領確認できるものとしてください。レターパックライト、書留、簡易書留でも可とします。）とし、品名の欄に「入札参加資格審査申請書在中」と朱書してください。

また、後日、電話連絡にて不足書類の確認及び記載内容の訂正をお願いする場合があります。書類等の記載内容・添付書類に不備がない場合、受付票を返送します。

#### 6. 申請の受付期間

令和8年1月19日（月）から令和8年2月18日（水）まで

※ 令和8年2月18日消印有効

※ 受付期間を過ぎた場合は受付を行いません。

#### 7. 提出部数

1 部

#### 8. 入札参加資格の有効期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

#### 9. 提出書類

No.	提 出 書 類	備 考
1	提出書類確認表	様式①
2	競争入札参加資格審査申請書（物品・役務等） (原本)	様式② 【登録希望業務】には、登録を希望する業務を、別紙「業務一覧表」の中から選択し、大分類一中分類番号及び中分類の業務名を記入してください。 登録を希望する業務（中分類）ごとに、様式⑤「業務実績調書」を提出してください。 また、インボイス制度の登録番号はお持ちの方のみ記入してください。
3	委任状（原本）	様式③ （任意の様式による提出も可）

		※営業所・支店等に権限を委任する場合のみ必要。										
4	使用印鑑届（原本）	様式④										
5	印鑑証明書（写し可、ただし原寸大に限る）	申請日より3ヶ月以内に発行されたもの										
6	業務実績調書	<p>様式⑤ 本表は、登録を希望する業務（大分類）ごとに作成し、登録を希望する業務（中分類）ごとに直前2年間の業務実績を記入してください。</p> <p><u>（※指定の様式以外での提出も可ですが、必ずラインマークを引き、余白等に大分類・中分類番号等を記載して、どの希望業務に対する実績に当たるのかわかるように指定すること）</u></p>										
7	技術者経歴書（技術者の資格証明の写しを添付）	様式⑥										
	(法人の場合) 登記事項証明書（商業登記簿謄本） (写し可)	申請日より3ヶ月以内に発行されたもの										
8	(個人の場合) 代表者の身分証明書及び住民票 (写し可)	<p>申請日より3ヶ月以内に発行されたもの (身分証明書※と住民票、両方が必要となります) ※身分証明書は本籍地のある市町村で交付を受けてください。</p>										
9	営業に関し許認可の必要とする書類（写し可）	法令等に基づき営業許可又は認可等を得ている者										
10	特約店・代理店証明（写し可）											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>町内業者（町内本店及び町内営業所等）</th> <th>町外業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>(法人の場合) 納税証明書及び<u>完納証明書</u></p> <p>※申請日より3ヶ月以内に発行されたもの</p> <p>※<u>町内業者は完納証明書（大淀町税）も必要</u></p> <p>※写し可</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大淀町税（課税税目すべてについて）</li> <li>完納証明書（町税に未納の額がないことの証明）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税（法人税、消費税及び地方消費税を含む）</li> <li>納税証明書 <u>（国税通則法施行規則別紙第9号様式『その3の3』）</u></li> </ul> <p>※免税業者も必要です。</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>(個人の場合) 納税証明書及び<u>完納証明書</u></p> <p>※申請日より3ヶ月以内に発行されたもの</p> <p>※<u>町内業者は完納証明書（大淀町税）も必要</u></p> <p>※写し可</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大淀町税（課税税目すべてについて）</li> <li>完納証明書（町税に未納の額がないことの証明）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税（所得税、消費税及び地方消費税を含む）</li> <li>納税証明書 <u>（国税通則法施行規則別紙第9号様式『その3の2』）</u></li> </ul> <p>※免税業者も必要です。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	町内業者（町内本店及び町内営業所等）	町外業者	<p>(法人の場合) 納税証明書及び<u>完納証明書</u></p> <p>※申請日より3ヶ月以内に発行されたもの</p> <p>※<u>町内業者は完納証明書（大淀町税）も必要</u></p> <p>※写し可</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大淀町税（課税税目すべてについて）</li> <li>完納証明書（町税に未納の額がないことの証明）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国税（法人税、消費税及び地方消費税を含む）</li> <li>納税証明書 <u>（国税通則法施行規則別紙第9号様式『その3の3』）</u></li> </ul> <p>※免税業者も必要です。</p>	<p>(個人の場合) 納税証明書及び<u>完納証明書</u></p> <p>※申請日より3ヶ月以内に発行されたもの</p> <p>※<u>町内業者は完納証明書（大淀町税）も必要</u></p> <p>※写し可</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大淀町税（課税税目すべてについて）</li> <li>完納証明書（町税に未納の額がないことの証明）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国税（所得税、消費税及び地方消費税を含む）</li> <li>納税証明書 <u>（国税通則法施行規則別紙第9号様式『その3の2』）</u></li> </ul> <p>※免税業者も必要です。</p>
町内業者（町内本店及び町内営業所等）	町外業者											
<p>(法人の場合) 納税証明書及び<u>完納証明書</u></p> <p>※申請日より3ヶ月以内に発行されたもの</p> <p>※<u>町内業者は完納証明書（大淀町税）も必要</u></p> <p>※写し可</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大淀町税（課税税目すべてについて）</li> <li>完納証明書（町税に未納の額がないことの証明）</li> </ul>											
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国税（法人税、消費税及び地方消費税を含む）</li> <li>納税証明書 <u>（国税通則法施行規則別紙第9号様式『その3の3』）</u></li> </ul> <p>※免税業者も必要です。</p>											
<p>(個人の場合) 納税証明書及び<u>完納証明書</u></p> <p>※申請日より3ヶ月以内に発行されたもの</p> <p>※<u>町内業者は完納証明書（大淀町税）も必要</u></p> <p>※写し可</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大淀町税（課税税目すべてについて）</li> <li>完納証明書（町税に未納の額がないことの証明）</li> </ul>											
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国税（所得税、消費税及び地方消費税を含む）</li> <li>納税証明書 <u>（国税通則法施行規則別紙第9号様式『その3の2』）</u></li> </ul> <p>※免税業者も必要です。</p>											

12	誓約書（原本）	様式⑦
13	特定関係に関する申告書	<u>※本町基準に定める特定関係に該当する場合にのみ必要</u>
14	フラットファイル	以上の書類を十分に精査した上、 <u>フラットファイル（ファイルの色は問いません・A4縦）</u> に番号順に綴じ提出してください。また、表紙と背表紙には必ず「競争入札参加資格審査申請書（物品・役務等）」と、「法人名／個人名」を記入してください。ただし、背表紙は下部に縦3cm×横1cm程度の余白部分を設けてください。

- ※ 「納税証明書」等を本人以外が交付請求する場合には、交付窓口で証明書請求のための「委任状」等が必要となります。
- ※ 社会保障・税番号制度（マイナンバー）の導入に伴い、国税の納税証明書を交付請求する場合、新たに個人番号・法人番号の分かるもの及び身分の確認できるものが必要となります。 詳しくは証明書交付請求先となる税務署へご確認ください。

## 10. その他

- ・有効期間は令和8・9年度で、期間途中での追加受付は行いません。 申請漏れ等のないようにしてください。
- ・申請書類は、大淀町役場 総務課 入札契約係まで受け取りに来るか、大淀町役場ホームページ (<http://www.town.oyodo.lg.jp/>) からダウンロードしてください。
- ・申請内容や資格要件の継続性を確認するために、資格審査後も必要書類の提示を求める場合があります。
- ・欠格要件に該当することとなった場合や、申請書類及び添付書類に虚偽の記載をした場合等は、参加資格を取り消す場合があります。
- ・申請書や添付書類の記載内容等に変更が生じた場合等は、速やかに変更の旨を届け出してください。